こどもが生まれたら

何を　いつ　どこで

# 産後の行政手続は
# マイナポータルをチェック

**本籍地・住居地を設定して、3つの質問に答えるだけ**

※マイナンバーカードをお持ちでない方も情報をご確認いただけます。

### オンラインで手続できるかわかる

マイナポータルから申請画面に直接アクセスし、そのまま申請できる手続もあります。

※自治体の導入状況に応じます

※画面はイメージです。

### 窓口の場所や期限がわかる

手続ごとの申請方法（自治体窓口、会社、オンラインなど）や手続期限がかんたんにわかります。

### 出産後の手続ガイド

スマートフォンのカメラで右の2次元コードを読み取るか、URLまたはキーワードで検索してください。

マイナポータル　出産

https://myna.go.jp/guides/childbirth

デジタル庁
Digital Agency